

資格確認書等の年次更新について

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の令和7年8月1日から令和8年7月15日までに交付された資格確認書等の有効期限は令和8年7月31日をもって満了となっております。

有効期限更新後の資格確認書等を7月中に送付しておりますので、新しい資格確認書かマイナ保険証で受診してください。

令和6年12月2日より従来の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

国民健康保険

○マイナ保険証をお持ちの方 → そのままお使いください。

・70歳以下の方 → 既に交付されている「資格情報のお知らせ」に有効期限はありませんのでそのままお使いください。

・70歳以上の方 → 自己負担割合を判定のうえ「資格情報のお知らせ」が交付されます。一定以上所得のある方は3割負担となります。

○マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されます。

※他の健康保険から国民健康保険への切り替えなど、加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り加入・脱退の手続きが必要です。他保険に加入し、国保喪失の手続きをされていない方は、他保険に加入したことが分かるもの（社会保険の資格確認書等）をお持ちのうえ、下記窓口で国保喪失の手続きをお願いします。

後期高齢者医療制度

○84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方 → マイナ保険証で受診してください。
「資格情報のお知らせ」が交付されます。

○85歳以上の方 → 申請によらず全員に資格確認書が交付されます。

○マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されます。

※マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により、資格確認書を取得できます。親族や介助者の代理申請も可能です。

■お問い合わせ 保健福祉課 医療給付係 ☎4-2511 内線726